

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業の経営とはその所有者である株主から委託されたものであり、経営陣は常にその受託者責任を認識して経営にあたる必要があると考えております。その受託者責任の下、当社では、経営環境の変化に的確に対応し、持続的な企業価値の向上を実現するために、迅速かつ質の高い意思決定と適時適切な情報開示により、株主、従業員、取引先をはじめとするステークホルダーに対し透明性の高い経営を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2】議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳

現在、議決権の電子行使、招集通知の英訳とも実施しておりませんが、今後の状況を踏まえ、議決権電子行使プラットフォーム等の利用や株主総会招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則1-2】信託銀行等名義の機関投資家等が自ら議決権の行使等を行う場合の対応

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としておりますため、機関投資家等の実質株主が株主本人として株主総会へ出席することを原則として認めていません。今後、信託銀行等と協議しつつ、実務的対応を検討してまいります。

【補充原則3-1】英語での情報開示・提供

現在、英文での情報開示は実施しておりませんが、今後状況を踏まえて、実施を検討してまいります。

【補充原則4-10】取締役の指名・報酬などの事項について、任意の諮問委員会を設置することによる、取締役会の独立性・客観性と説明責任の強化

当社では独立社外取締役を3名選任しています。取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役はそれぞれ各自の専門知識と豊富な経験をもとに、取締役会の重要な意思決定について独立した中立の立場から意見を述べ、監督機能を果たしております。

社外取締役とはサクセッションプランについて定期的に意見交換を行っており、サクセッションプランの監督は適宜独立社外取締役の関与・助言を求めながら、取締役会が実施しています。取締役の報酬の決定については内規としてまとめた算定方式・算定基準を取締役会で共有し、客観性を強化しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

当社における政策保有株式は、将来の取引関係への発展を目的として、当社の中期的な企業価値向上の観点から保有しているものであります。保有株式については、中長期的な観点から成長性、収益性、取引関係強化等、保有意義や経済合理性を検証し、保有の妥当性が認められない場合には政策保有株式の縮減を行ってまいります。

当社は、政策保有株式の議決権行使に当たっては、提案されている議案について、株主価値の毀損に繋がるものではないか等、議案の趣旨を確認、精査した上で賛否を決定して行使致します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、当社の取締役や主要株主等、関連当事者との利益相反取引については、利害関係を有する取締役を特別利害関係人として議決から除外した上で、あらかじめ取締役会において社外取締役や監査役の意見を求め、審議の上承認を得るとともに、その取引の状況等についても、適宜取締役会への報告を求めることとしています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、親会社グループが展開する日産グループ企業型年金規定に基づき、確定拠出年金制度を実施しており、その規定について従業員に十分な説明を行い、加入者教育を行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、中期計画等を当社ウェブサイト、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で開示しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬及び貢献報酬とし、役位、職責、業績や役割に対する貢献等に応じて他社水準、当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。また、非金銭報酬等として、譲渡制限付株式報酬を支給しています。ただし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみの構成としています。

取締役の金銭報酬の限度額は、2005年6月22日開催の第17回定時株主総会において年額14,000万円以内と決議しております(使用人兼務取締

役の使用人分給とは含みません)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月15日開催の第30回定時株主総会において、譲渡制限付株式による株式報酬を年額2,000万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(業務執行取締役)の員数は4名であります。監査役の金銭報酬の限度額は、2003年6月18日開催の第15回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

個人別の報酬額については業績向上及び企業価値向上への貢献度の評価を適切に行うため、取締役会決議に基づき代表取締役社長吉丸弘二朗がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた固定報酬と譲渡制限付株式報酬額の決定としています。取締役の報酬の決定については内規としてまとめた算定方式・算定基準を取締役会で共有し、客観性を強化しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任にあたっては、各取締役による経営陣幹部の評価(業務執行面、経営面)を行い、代表取締役が評価結果を検証して、翌年度の経営陣候補者を検討し、異動を行う場合には、取締役会に上程して決議を得ています。取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、常勤取締役は事業部長や本部長経験者の中から、能力面、貢献面に優れ、事業の成長に対する情熱・意欲の高い者を選任しております。

社外取締役については独立性基準の他、IT業界の知見が豊富なこと、上場企業の取締役経験があること、代表取締役社長の経験があることという観点から人選を行っております。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

上記選任方針に基づき、取締役会にて協議決定後、取締役・監査役候補については株主総会に上程しております。

独立社外取締役については株主総会招集通知にて候補者の選任理由を開示しております。

【補充原則4-1】経営陣に対する委任の範囲

取締役会は法令及び定款に定められた事項の他、取締役会において決議すべき事項を取締役会規程等において定め、重要な業務執行の決定を行っています。

それ以外の業務執行の決定については、代表取締役及び業務執行取締役に委任しており、案件の規模や重要性に応じて緊密に連携を取り、十分な討議を経て決定されています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたって、会社法上の社外性要件、東京証券取引所の定める独立性基準をもとに、独立性判断基準を定め、これと独立社外取締役の候補者へ求める資質とを合わせて、独立社外取締役の選任基準を策定しております。

【補充原則4-11】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方ならびに取締役の選任に関する方針・手続

常勤取締役は事業部長や本部長経験者の中から、能力面、貢献面に優れ、事業の成長に対する情熱・意欲の高い者を選任しております。

社外取締役については独立性基準の他、IT業界の知見が豊富なこと、上場企業の取締役経験があること、代表取締役社長の経験があることという観点から人選を行っております。

また、各取締役に期待する知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを招集通知に記載しております。

【補充原則4-11】取締役・監査役兼任状況

株主総会招集通知の株主総会参考書類において、各取締役の重要な兼務状況を開示しております。

【補充原則4-11】取締役会の実効性評価

2021年4月に、すべての取締役・監査役を対象に、取締役会の構成、開催頻度、議題、運営および資料提供等について「取締役会実効性評価アンケート」を実施しました。その集約結果の概要は以下のとおりです。

当社取締役会は、取締役会が適切に機能しており、実効性は概ね有効であると評価しております。

また、以下の点を課題として認識を共有しましたので、必要な取り組みを実施し、取締役会のさらなる実効性向上に努めてまいります。

(1) 事業戦略や人材育成方針の理解をより一層深めるため、社外役員と経営トップとの議論の機会を増やしていくこと。

(2) 取締役会審議の活性化を図るため、取締役会資料の提出時期に余裕を持たせ、更なる質の向上を図ること。

【補充原則4-14】取締役・監査役に対するトレーニングの方針

社内取締役の就任時には、事業運営、法律、会計等について講習を行っています。社外取締役の就任時には、会社の沿革や組織体制などについて説明を行い、会社の理解を深める機会を設けています。

監査役は定期的に監査役協会のセミナー等に参加し、職務遂行に必要な知識の習得を行っています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家との建設的な対話を行うため、経営管理本部担当役員及び経理担当役員が株主との対話全般を統括し、人事・総務・IR部が株主との対話に中心的に取り組む部署として、株主からの質問(電話・メール)に対応し、状況に応じて経理部門、営業部門と連携を図っております。

また、毎年決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しており、代表者が直接説明、対話を行う機会を設けております。株主との対話の中で把握された株主の意見・懸念については人事・総務・IR部が取り纏め、適宜経営陣幹部へ報告しております。また四半期ごとの決算発表前に1ヶ月程度のサイレント期間を設け、インサイダー情報管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日産東京販売ホールディングス株式会社	3,390,000	53.96
光通信株式会社	257,700	4.10
河田 守弘	87,500	1.39

MSIP CLIENT SECURITIES	83,400	1.32
今泉 真一郎	65,500	1.04
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704	62,800	0.99
織田 敏昭	60,000	0.95
高田 直樹	58,000	0.92
斉藤 学	55,000	0.87
株式会社インフォメーションクリエイティブ	53,500	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	日産東京販売ホールディングス株式会社 (上場:東京) (コード) 8291

補足説明 更新

・発行済株式(自己株式は除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

日産東京販売ホールディングス株式会社及び同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様個別の協議により決定し、公正かつ適正な取引関係を維持します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、当社の議決権の53.9%(2021年3月31日現在)を所有しております。当社は同企業グループに対し、コンピュータ機器類及び保守サービスの販売等を行っており、従来通りの関係を維持しております。また、同社との間に金銭等の貸借関係、保証・被保証等はありません。

同社は、資本的な関係から当社の経営方針等について、一定の影響を及ぼす状況にありますが、事業の関連性はないため事業活動に対する制約はなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

なお、当社と同企業グループとの取引に関しては以下の通りであります。

当社の取引高に占める同企業グループとの取引高及び比率は、2021年3月期において648百万円、8.7%であり、その多くは親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社618百万円、8.3%であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新海 立明	他の会社の出身者											
古野 孝志	他の会社の出身者											
井上 修	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新海 立明	○	独立役員に選任しております。	経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき、当社の経営上の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくため、選任いたしました。
古野 孝志	○	独立役員に選任しております。	経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき、当社の経営上の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくため、選任いたしました。

井上 修	○	独立役員に選任しております。	経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき、当社の経営上の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくため、選任いたしました。
------	---	----------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

経営の監視監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人との緊密な体制を構築しております。
 社内の重要な会議にも出席するとともに各会議体の議事録閲覧および内部監査部門との連携により各部署への訪問監査の実施等、業務執行状況の課題・問題点等、随時把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松尾 憲治	弁護士													
小川 和洋	公認会計士													
金井 祐子	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾 憲治	○	独立役員に選任しております。	当社や当社の関連会社との主要な取引が無く、また主要な株主でないことから、当社からの独立性が高く、弁護士としての経験が豊富であることから、特に法務面からの客観的意見を取り入れるため、選任いたしました。

小川 和洋		——	公認会計士として企業会計等に関する見識が豊富であることから、特に企業会計面から客観的意見を取り入れるため、選任いたしました。
金井 祐子		——	公認会計士として企業会計等に関する見識が豊富であることから、特に企業会計面から客観的意見を取り入れるため、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

(譲渡制限付株式報酬の導入)
 当社は、取締役(社外取締役等の非業務執行取締役を除く。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することを、2018年6月15日開催の第30回定時株主総会においてご承認いただいております。
 なお、具体的な配分の決定に当たっては対象取締役の貢献度等を総合的に検討し、検討対象の事業年度は2019年3月度を初年度として、2019年4月以降に実際の支給を開始しました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2021年3月期における取締役に支払った報酬等の総額は、57,843千円(内、社外取締役9,900千円)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、株主総会の決議によって定める旨を定款で定めております。常勤取締役については、役位ごとにその役割に応じた「基本報酬」と業績や役割に対する貢献度を加算した評価報酬を固定報酬として現金支給しております。
 また、固定報酬の他、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした「譲渡制限付株式報酬」とで構成しております。「譲渡制限付株式報酬」については、営業利益計画を達成した場合に、業績向上及び企業価値向上への貢献度を評価し、役位別に付与する株式数を決定しております。
 社外取締役については、基本報酬のみで構成されており、監査役及び社外監査役の報酬については、監査役会で協議の上、決定しております。取締役の報酬限度額は、2005年6月22日開催の第17回定時株主総会において、年額14,000万円以内と決議されております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。
 監査役の報酬限度額は、2003年6月18日開催の第15回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
 また、2018年6月15日開催の第30回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、業務執行取締役(社外取締役等の非業務執行取締役を除く。)を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することが決議されました。当該報酬額は、上記の報酬限度額とは別枠とし、譲渡制限付株式による株式報酬を年額2,000万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結

時点の取締役(業務執行取締役)の員数は4名であります。
また、当社の常勤取締役報酬の額の決定に関する方針の決定権限を有する者は代表取締役社長吉丸弘二郎であり、各常勤取締役の業績向上及び企業価値向上への貢献度を評価し、評価加算額及び譲渡制限付株式付与数を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役(社外監査役)を補佐する専従の部署および人員は設置しておりませんが、人事・総務・IR部が毎月開催される定例取締役会の招集を通知しております。
また、社外取締役、社外監査役の窓口は人事・総務・IR部、監査室がそれぞれ担当しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

該当事項はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役8名で構成されており、原則として毎月1回以上開催され、重要事項や業績報告及びその対策について十分に議論して意思決定をしております。当社は、執行役員制度の導入はいたしておりませんが、営業状況の進捗を検討する社内会議(APS: アカウントプランニングセッション)にも参加し、営業戦略の決定を行っております。
上記の経営上の意思決定に基づき、「営業部」「ソリューション企画室」「ICTシステム推進部」「ICTシステム開発部」「マネージドサービス部」「人事・総務・IR部」「商品管理部」「経理部」の8部門により事業運営上の迅速化及び効率化に取り組んでおります。また、当社は、ソリューション提案を実現するため、「営業部」「ソリューション企画室」「ICTシステム推進部」「ICTシステム開発部」を統括するソリューション営業本部を置き、柔軟なチームワークが発揮できる体制を取っております。また「人事・総務・IR部」「商品管理部」「経理部」を統括する経営管理本部を置き、取締役が担当となり、各部門の現状、懸案事項、その対策等の情報が速やかに経営判断に活かされる体制となっております。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役3名の4名で構成されております。取締役会及び社内の各種会議に積極的に参加し、監査役による経営陣の監視や法令遵守の監視を行っております。
また、当社は会計監査人である監査法人との間で監査契約を締結しており、監査役、会計監査人および内部監査人は、適時監査の実施状況について協議するなど相互連携に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社における、企業統治の体制は、監査役設置会社として、取締役会による迅速な意思決定に対し、4名の監査役が経営、法律、財務・会計に関するそれぞれの専門性に基づく中立的な監視を実施しており、経営の監視体制が十分に機能していると判断していることから、現状のガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の十分な議案検討期間を確保するため、招集通知発送前に東京証券取引所のTDnet及び当社ウェブサイトにおいて早期開示しております。 実績としては、第33回(2021年3月期)定時株主総会においては、総会前日から15日前である6/2(水)に招集通知を発送いたしました。また、招集通知の発送に先立ち、5/21(金)に当社ウェブサイトにおいて招集通知を早期掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる総会集中日の株主総会開催日を排除し、できるだけ多くの株主様に対し会社経営を見ていただける日に株主総会を開催いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1回、年度末決算発表後に開催し、代表者が説明しております。今期は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブを利用してオンラインで開催し、説明資料をTDnetおよび当社ウェブサイトにおいて開示いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報のウェブサイトを設け適時更新しております。 URL: https://www.tcs-net.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事・総務・IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーとのコミュニケーションおよび株主様への説明責任を果たすための方法として、インターネットや電子メール等の活用を積極的に取り入れております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務運営の基本方針

当社は、5月25日に開示した第4期中期経営計画において、新しい企業ビジョン、行動指針に変更し、以下の経営理念・経営の基本姿勢を掲げ、事業活動を行っております。

【経営理念】

「お客様に最大のご満足を提供できる会社になろう」のもとに、「お客様の未来を考えビジネスを共創するICTソリューション企業」を目指します。

【経営の基本姿勢】

顧客価値を創造するため、「お客様の立場に立って理解を深めること」「お客様の信頼を獲得し、一番に選ばれる企業を目指すこと」「お客様に安心で最適なICTプラットフォームを提供すること」「従業員、パートナーにとって魅力ある企業を目指すこと」を行動指針とする営業活動を基本に、企業の持続的成長に努めます。

2. 内部統制システムの基本方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス委員会を設置する。

・コンプライアンス委員を任命し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

・役員及び社員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを規定する。社員への周知、啓蒙については、コンプライアンスマニュアルを作成し、全社員に配付、教育研修等を行うこととする。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、人事・総務・IR部では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程に基づき、適正に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、それに準拠した管理体制の整備を図る。

また、当社を取り巻くリスクを特定した上で、適切なリスク対応を行うとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。

コンプライアンス委員会に予防的リスクマネジメントの役割を持たせる。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

・業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。

・日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加えグループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な規範・規則を整備する。

・グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

・親会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役の指揮・監督の下、監査役の監査業務のサポートをする。

また、当該使用人の人事異動・評価に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

また、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が定期的に役員及び社員から職務執行の状況に応じて、報告を受けることができる体制を整備する。報告・情報提供としての主なものは、下記のとおりとする。

・当社の重要な会計方針、基準及びその変更

・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容

・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いをすることを禁じ、コンプライアンス規程と内部通報制度を役員及び社員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(11)その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われていることを確保するため、監査・経理・総務等の関連部門が監査役の業務の補助をする。

(12)財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

コンプライアンス規程において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを規定し、社員への周知、啓蒙については、コンプライアンスマニュアルを作成し、全社員に配付、教育研修等を行なうこととしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示体制の概要

企業情報を適切に開示するため、法令や規則を順守し、適時開示規則に該当する事象と判断した場合には、取締役会決議後または代表取締役への報告後、開示担当役員の下承のもと、人事・総務・IR部より開示を行う体制としております。

2. 企業情報の適時開示に係る社内体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は次のとおりであります。なお、模式図中の「事業部門」は、「営業部」「ソリューション企画室」「ICTシステム推進部」「ICTシステム開発部」「マネージドサービス部」「人事・総務・IR部」「商品管理部」「経理部」の8部門により構成されております。

